

## 「新編 新しい社会」平成 31・32 年度移行措置への対応について（概要）

### 〔地理的分野〕

※赤字：対応が必要な事項，青字：関連する移行措置対応資料

移行措置		教科書での扱い	
項目	内容	教科書の関連箇所	移行措置期間中の扱い
(1)ア	現行学習指導要領 2(1)に，新学習指導要領 2A(1)ア(イ)「我が国の国土の位置，世界各地との時差，領域の範囲や変化とその特色などを基に，日本の地域構成を大観し理解すること」を加え，現行学習指導要領 2(2)ア「日本の地域構成」を省略する。	2 編 1 章「日本の姿」(p.127～140)	<u>2 編 1 章「日本の姿」を 1 編に移動して扱う必要があります。</u> 移行措置対応版の「 <b>3 分野の指導計画 (2 学期制用・3 学期制用)</b> 」で，2 編 1 章「日本の姿」の指導時期を 1 編 1 章「世界の姿」の直後に移動した指導計画を示していますので，ご参照ください。
	新学習指導要領 3(3)ア(イ)の「竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど，我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際，尖閣諸島については我が国の固有の領土であり，領土問題は存在しないことも扱うこと」を適用する。	2 編 1 章 3 項「日本の領域の特色を見てみよう」(p.132～133)，地理にアクセス「日本を構成する島々-竹島・北方領土・尖閣諸島-」(p.134～135)	現行の 2 編 1 章 3 項「日本の領域の特色を見てみよう」と地理にアクセス「日本を構成する島々-竹島・北方領土・尖閣諸島-」(それぞれ 1 時間を配当)で十分に対応していますので，そのままご活用ください。 ※平成 30 年度より実施されている内容です。
(2)ア	新学習指導要領の第 3 の 1(3)にしたがい，地理的分野の授業時数を 120 時間から 115 時間へと 5 時間減らす。	全体	<u>1 編 4 章「世界のさまざまな地域の調査」を省略し，地理的分野の授業時数を 115 時間に減らす必要があります。</u> 移行措置対応版の「 <b>3 分野の指導計画 (2 学期制用・3 学期制用)</b> 」で，1 編 4 章を省略し 115 時間とした指導計画を示していますので，ご参照ください。
(2)イ	現行学習指導要領 2(1)エ「世界の様々な地域の調査」を省略する。	1 編 4 章「世界のさまざまな地域の調査」(p.115～126)	
	現行学習指導要領 2(1)ウ「世界の諸地域」に，2(1)エの「様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し，世界の地理的認識を深めさせる」に係る事項を加え，3(3)エ「様々な資料を的確に読み取ったり，地図を有効に活用して 事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また，自分の解釈を加えて論述したり，意見交換したりするなどの学習活動を充実させること」を適用する。	1 編 3 章「世界の諸地域」(p.43～114)	現行の 1 編 3 章「世界の諸地域」で対応可能です。資料の読み取りや地図の活用，論述，意見交換などの学習活動の充実にご留意のうえ，ご活用ください。

## 〔歴史的分野〕

※**赤字**：対応が必要な事項，**青字**：対応する移行措置対応資料

移行措置		教科書での扱い	
項目	内容	教科書の関連箇所	移行措置期間中の扱い
(1)イ	現行学習指導要領 2(5)イの「富国強兵・殖産興業政策」について、新学習指導要領 3(4)アの「北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れること」を適用する。	5章2節5項「国境と領土の確定」(p.168～169)、歴史にアクセス「日本の領土をめぐる問題とその歴史」(p.252～253)	現行の5章2節5項「国境と領土の確定」と歴史にアクセス「日本の領土をめぐる問題とその歴史」(それぞれ1時間を配当)で十分に対応していますので、そのままご活用ください。 ※平成30年度より実施されている内容です。
(2)ア	新学習指導要領の第3の1(3)にしたがい、歴史的分野の授業時数を130時間から135時間へと5時間増やす。	全体	<b>歴史的分野の授業時数を135時間に増やす必要があります。</b> 移行措置対応版の「 <b>3分野の指導計画(2学期制用・3学期制用)</b> 」で、135時間に増やした指導計画を示していますので、ご参照ください。 なお、この指導計画では、増加する5時間分を次のように割り振っています。 ・3章2節1項「モンゴルの襲来と日本」を、1時間配当から2時間配当に変更(詳細は下記参照) ・深めよう「歴史の中のイスラム文化」に1時間を配当(詳細は下記参照) ・予備時間を3時間増加(他の「深めよう」を活用するなど、学校の実態に応じてご活用ください)
(2)ウ	現行学習指導要領 2(2)アの「世界の古代文明」について、新学習指導要領 3(3)アの「ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと」を適用する。	2章1節4項「ギリシャ・ローマの文明」(p.28～29)	現行の2章1節4項「ギリシャ・ローマの文明」で十分に対応していますので、そのままご活用ください。
(2)エ	現行学習指導要領 2(3)アに、新学習指導要領 2B(2)ア(ア)の「元寇がユーラシアの変化の中で起こったことを理解すること。」に係る事項を加え、3(3)イ「モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結び付きについて気付かせること」を適用する。	3章2節1項「モンゴルの襲来と日本」(p.76～77)	<b>現行の3章2節1項「モンゴルの襲来と日本」で必要な学習内容をカバーしてはいますが、より丁寧に扱う必要があります。</b> 移行措置対応版の「 <b>3分野の指導計画(2学期制用・3学期制用)</b> 」と「 <b>歴史的分野指導計画表・評価規準</b> 」、「 <b>『モンゴルの襲来と日本』指導展開例</b> 」で、授業時数を1時間増やして指導した場合の指導計画と評価規準、指導展開例を示していますので、そちらをご参照ください。

(2)オ	現行学習指導要領 2(4)アの「ヨーロッパ人来航の背景」について、新学習指導要領 3(3)ウの「(新航路の開拓の)背景となるアジアの交易の状況やムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせること」を適用する。	深めよう「歴史の中のイスラム文化」(p.136～137)	深めよう「歴史の中のイスラム文化」に授業時数を配当し、4章1節に位置付ける必要があります。移行措置対応版の「3分野の指導計画(2学期制用・3学期制用)」と「歴史的分野指導計画表・評価規準」で、1時間を配当し4章1節に位置付けた場合の指導計画と評価規準を示していますので、ご参照ください。なお、指導展開例については、現行の教師用指導書をご参照ください。
(2)カ	現行学習指導要領 2(5)アの「市民革命」について、新学習指導要領 3(4)アの「政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどに関連付けて、アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと」を適用する。	5章1節1項「近代革命の時代」(p.144～147)	現行の5章1節1項「近代革命の時代」で十分に対応していますので、そのままご活用ください。

## [公民的分野]

※赤字：対応が必要な事項，青字：対応する移行措置対応資料

移行措置		教科書での扱い	
項目	内容	教科書の関連箇所	移行措置期間中の扱い
(1)ウ	現行学習指導要領 2(4)ア「世界平和と人類の福祉の増大」に、新学習指導要領 3(5)ア(ア)の「我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること」を適用する。	5章1節1項「国際社会における国家」(p.170～171)、公民にアクセス「日本の領土をめぐる問題の現状」(p.196～197)	現行の5章1節1項「国際社会における国家」と5章1節1項「国際社会における国家」(それぞれ1時間を配当)で十分に対応していますので、そのままご活用ください。 ※平成30年度より実施されている内容です。